

れいわ ねんど ねんど
令和7年度（2025年度）

ほいくしょうとうほうもんしえんじぎょう
保育所等訪問支援事業

じゅうようじ こうせつめいしょ
重要事項説明書

じどうしめい
(児童氏名)

さま
様)



かどましりつ はったつしえん
門真市立こども発達支援センター

ちいきしえん
地域支援グループ

おおさかふかどましおおあざきたじま ばんち
〒571-0025大阪府門真市大字北島546番地

TEL : (072)883-7701

FAX : (072)800-7300

れいわ ねん がつかいてい
令和7年4月改定

もく じ 目 次

内容

1. サービスを提供する事業者の概要	1
2. 事業所の概要	1
3. 施設の概要	1
4. 事業実施対象地域	1
5. 施設の運営方針	2
6. 職員の配置	3
7. 職員の勤務時間	3
8. サービスの営業及び提供時間	3
9. 支援サービス	3
10. 申し込み(利用)手続き	3
11. 利用料	4
12. 利用料(各種加算)・諸費用の支払い方法	4
13. 苦情等申立先	5
14. 損害賠償保険への加入	5
15. 個人情報の取扱い	6
16. 虐待防止及び身体拘束等について	6
17. 協力医療機関	7
18. 提供するサービスの第三者評価の実施	7
○ 重要事項説明確認書	

この重要事項説明書は、門真市立こども発達支援センターの保育所等訪問支援の利用を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づく、当事業所の概要やサービス内容、及び契約上や利用に際して注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者の概要

運営事業者の名称	門真市こども発達支援センター 共同事業体 代表法人 社会福祉法人 晋栄福祉会 社会福祉法人 治栄会 社会福祉法人 愛光会
所在地(代表法人)	大阪府門真市北島町14番20号
電話番号(代表法人)	072-881-8202
代表者氏名(代表法人)	理事長 濱田 和則
設立年月日	昭和54年2月

2. 事業所の概要

じぎょうしょ　しゅるい 事業所の種類	じどうはったつしえん 児童発達支援センター		
じぎょう　もくてき 事業の目的	ほいくしょ　えん　　ようちえん　　にんてい　　えんなど　　しせつ　　かよ　　じどう 保育所（園）や幼稚園、認定こども園等の施設に通う児童が、そ の施設における　しゅうだん　せいかつ　　てきおう　　しえん 集団生活に適応できるように支援することを もくてき 目的としています。		
じぎょうしょ　めいしやう 事業所の名称	かどましりつ　　はったつしえん 門真市立こども発達支援センター		
じぎょうしょ　　しょざいち 事業所の所在地	おおさかふか　ど　まし　おおあざきたじま　　ばんち 大阪府門真市大字北島546番地		
でんわばんごう 電話番号	072-800-7701	ばんごう FAX番号	072-800-7300
かんりしゃしめい 管理者氏名	ちやう　　くらさわ　　ゆうき センター　長　　倉澤　　裕基		
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい　　ねん　　がつ　　いたち 平成26年4月1日	していかんりかいしねんがっぴ 指定管理開始年月日	れいわ　　ねん　　がつ　　いたち 令和6年4月1日

3. 施設の概要

(1) 施設

建物の構造	鉄筋コンクリート造 4階建(内1階から3階までがセンター)
延床面積	2,920.66 m ²

(2) 主な設備

相談室・感覚統合室・療育室

4. 事業実施対象地域

原則として門真市全域

5 施設の運営方針

○ 「気になる段階」からの早期支援

こどものすこやかな成長のためには、心身の発達がめざましい乳幼児期に、「より良い環境」を整え、「適切な療育」を進めることが重要と言えます。

そのことから、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域と緊密に連携し、「気になる段階」から支援に努めてまいります。

○ 的確なアセスメントに基づいた療育

発達の気になるこどもの一人ひとりの個性やニーズを的確に把握し、可能性を最大限に伸ばすことができる療育を目指します。さらに、施設の持つ専門性を地域に還元し、地域の療育の支援に繋がっていきます。

○ こどもと家庭のエンパワメント支援と、ライフステージに応じた一貫性のある支援

発達の気になるこどもやその家族が、その能力や生きる力を発揮し、主体的に社会生活を営めるよう、こどもの「自ら伸びる力」と保護者の「こどもの育ちを支える力」を引き出す支援を行います。あわせて、地域で意欲ある生活が送れるよう、障がい児支援への啓発等を行い、地域の理解を高めるための活動に努めていきます。そして、発達の気になるこどもがこころ豊かな地域生活を送れるよう、各関係機関と協働・連携し、こどものライフステージ全般を見通した総合的な支援につなげていきたいと考えます。

○ これまでの慣習にとらわれず一歩前進(イノベーション)

こどもや家庭を取り巻く環境は日々変化しています。

その中で、より良い支援を提供するためには、これまでの慣習や枠組みにとらわれず、新たな視点や方法を積極的に取り入れる柔軟さがが必要です。

私たちは、柔軟で創造的なアプローチを追求し、こどもが可能性を最大限に発揮できる未来を目指して、一歩前進することに努めてまいります。



6. 職員の配置

令和7年4月1日予定

職 種	員 数	区 分			
		常 勤		非常勤	
		専 従	兼 務	専 従	兼 務
管理者（センター長）	1		1		
児童発達支援管理責任者	1		1		
訪問支援員	2		2		
事務員	1		1		

7. 職員の勤務時間

主な勤務時間・・・① 午前8時～午後5時 ② 午前8時15分～午後5時15分
③ 午前8時30分～午後5時30分
(年末年始・祝日・土日を除く月曜日から金曜日まで)

8. サービスの営業及び提供時間

- ※ 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時
- ※ 台風などで警報が出た場合等は、保育所等訪問支援事業を中止することがあります。
 - 午前8時現在、東部大阪に「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている場合
 - 台風以外でも気象状況等により保育所等訪問支援事業を中止する必要があると判断した場合

9. 支援サービス

種 類	内 容
支援内容	保育所等に訪問支援員が訪問、行動観察を行い、個別の児童に対する支援計画を作成し、保育所等および保護者の同意のもとで、集団生活に適應するための支援を行います。
対 象	市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、府立支援学校などに通う発達の気になる児童

10. 申し込み（利用）手続き

- ※ 利用契約書に基づき、契約します。申し込みの際には、必ず「通所受給者証」をご用意ください。

11. 利用料

ご利用者様の負担については、受給者証の利用者負担割合に基づいてご負担いただきます。
 ただし、受給者証に記載された負担上限月額範囲内になります。また、個別免除が適応される場合には免除後の金額となります。
 なお、国の見直しなどにより、利用料等を変更する場合があります。

- ※ サービスの利用者負担は、児童福祉法で定められている給付費の1割になります。
- ※ 負担上限月額は、ご利用者様により異なりますので、受給者証をご確認ください。
- ※ 3歳児から5歳児の利用料は、免除となります。

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	つきりょうりょうじょうげんがく 月利用料上限額 きほんさんていたんか (基本算定単価)
1 せいかつほご 生活保護	せいかつほご じゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	えん 0円
2 ていしよとく 低所得	しみんぜいひかぜいせたい 市民税非課税世帯	えん 0円
3 いっぱん 一般	しみんぜいしよとくわり まんえんみまん せたい 市民税所得割28万円未満の世帯	えん 4,600円 (1,071円)
4 いっぱん 一般	しみんぜいしよとくわり まんえんいじょう せたい 市民税所得割28万円以上の世帯	えん 37,200円 (1,071円)

12. 利用料 (各種加算)・諸費用の支払い方法

お支払い方法

(1) 「障害児施設 (通所) 実績記録票」と「施設利用等請求書」について

- 当事業所を利用された日は、「障害児施設実績記録票」に記載された内容 (日時、時間等) をご確認ください、押印又はサインをしてください。
- 「施設利用等請求書」は、毎月中旬 (10日頃) までに用意します。

(2) 利用料、諸費用は、一箇月ごとに計算してご請求します。

① ゆうちょ銀行にて引き落としをさせていただく方法

- 当事業所では、預金口座からの口座振替 (自動引き落とし) を行っています。ご負担軽減、安全性の確保、事務処理の合理化の考えから、この方式によるお支払いをお願いしております。ご理解ご協力をお願いします。
- ご利用できる金融機関: ゆうちょ銀行
- 口座振替日: 当月分を翌月20日に自動引き落とし
- 引き落とし手数料: 無料 (当事業所負担)
- ※ 口座振替確認をもって領収とさせていただきます。

② **ご利用者が直接振り込む方法**

○ 上記の口座振替（自動引き落とし）ができない場合は、ご利用者が直接振り込んでいただくことになります。ご負担をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

振込先：三井住友銀行 門真支店 普通 4167911

振り込み期限：当月分を翌月20日までに振込みをお願いします。

振り込み手数料：ご利用者様負担

※ 振り込み確認をもって領収とさせていただきます。

(3) **滞納について**

お支払いできない理由があれば、ご相談ください。理由なく滞納が続く場合は、契約の終了や、翌年度の契約や他のサービスの契約や他のサービスの利用をお断りすることがあります。

13. **苦情等申立先**

当事業所 責任者：センター長 倉澤 裕基 担当者：センター次長 田宮 雄介 地域支援グループ長 中本 卓宏	受付時間：平日午前9時～午後5時 ※土・日・祝日、休園日を除く 電話番号：072-883-1680
門真市こども部こども政策課 住所：大阪府門真市中町1-1	受付時間：平日午前9時～午後5時30分 ※土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く (06) 6902-1231 代表
大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 住所：大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター 1階	受付時間：午前10時～午後4時 ※土・日・祝日、年末年始を除く 電話番号：06-6191-3130 FAX番号：06-6191-5660 メールフォーム：大阪府社会福祉協議会

14. **損害賠償保険への加入**

当事業所では、運営事業者が共同事業体であることから、代表法人である社会福祉法人晋栄福祉会が社会福祉法人全国社会福祉協議会の社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害賠償」に加入しています。

15. 個人情報^{こじんじょうほう}の取扱い^{とりあつかい}

- 個人情報^{こじんじょうほう}については、「門真市個人情報^{かどましこじんじょうほう}の保護^{ほご}に関する法律施行条例^{かんするほうりつしこうじょうれい}」及び「門真市個人情報^{こじんじょうほう}の保護^{ほご}に関する法律施行細則^{ほうりつしこうさいそく}」に沿った対応^そをします。
- センターにおける各部門^{かくぶもん}（通園グループ^{つうえん}／地域支援グループ^{ちいきしえん}）においてお預かり^{あず}している個人情報^{こじんじょうほう}について、通園^{つうえん}における支援^{しえん}に必要^{ひつよう}と判断^{はんだん}する場合、適切な管理^{ばあい}の下、各々^{てきせつ}で情報^{じょうほう}を共有^{きょうゆう}する場合があります。
- また、門真市^{かどまし}及び関係機関^{かんけいきかん}に情報提供^{じょうほうていきよう}を要請^{ようせい}された場合は、当事業所^{ばあい}が支援^{どうじぎょうしょ}に必要^{しえん}と判断^{ひつよう}した場合、情報^{はんだん}を提供^{ばあい}させていただきます。
- お子^こさんの記録^{きろく}や情報^{じょうほう}については、適切^{てきせつ}に管理^{かんり}し、保護者^{ほごしゃ}さまの求め^{もと}に応じてその内容^{ないよう}を開示^{かいじ}します。開示^{かいじ}に際して必要な複写料^{さい}などの諸費用^{ひつよう}は、保護者^{ふくしゃりよう}さまの負担^{しよひよう}となります。
- 情報提供^{じょうほうていきよう}に係るコピー代^{かか}：1枚^{だい}に付き白黒^{まい}10円^つ、カラー^{しろくろ}40円^{えん}、通園証明書^{えん}：1枚^{えん}50円^{えん}とします。ただし、令和7年度^{れいわ}より1つの申請^{ねんど}に対して10枚^{しんせい}までは無料^{たい}とします。

16. 虐待防止^{ぎゃくたいぼうし}及び身体拘束等^{しんたいこうそくどう}について

(1) 虐待防止^{ぎゃくたいぼうし}について

- こどもの心身^{しんしん}を傷つけ、こどもの健全な成長^{けんぜん}や発達^{せいちよう}を損なう行為^{はったつ}は、行いません。
(身体的虐待^{しんたいてきぎゃくたい}・ネグレクト^{しんりてきぎゃくたい}・心理的虐待^{せいいてきぎゃくたいどう}・性的虐待等)
- 虐待防止委員会^{ぎゃくたいぼうしいいんかい}を設置^{せっち}します。
- こどもに対する重大な権利侵害^{たい}になる行為^{じゅうだい}に関しては、それを許さず、こどもを守っていきます。
- 虐待^{ぎゃくたい}が疑われる場合^{うたが}や首から上のケガ^{くび}、傷等^{うえ}があった場合^{きざどう}などは、門真市担当部署^{ばあい}や児童相談所等^{かどましたんどうぶしょ}に通告^きする義務^むがあります。
- 不適切な養育^{ふてきせつ}に至らないよう相談^{よういく}があった場合は、専門スタッフ^{いた}とともに、解決^{そうだん}に向け、一緒に考^{ばあい}え、必要^{せんもん}な支援^{かいけつ}を行います。

(2) 身体拘束^{しんたいこうそく}について

- 緊急^{きんきゅう}やむを得ない場合^えを除き、身体拘束^{ばあい}を行いません。万一^{のぞ}、お子^{しんたいこうそく}さんの生命^{おこな}又は身体^{まんいち}を保護^こするため、緊急^{せいめいまた}やむを得ず身体拘束^{しんたい}を行う場合は、保護者^{きんきゅう}の承諾^えを得るとともに、期間^{きかん}及び必要性^{ひつようせいどう}等の記録^{きろく}を行います。
- 身体拘束^{しんたいこうそく}については、「障害者福祉施設等^{しょうがいしゃふくししせつどう}における障害者虐待^{しょうがいしゃぎゃくたい}の防止^{ぼうし}と対応^{たいおう}の手引き^{てび}（令和5年7月^{れいわ} 厚生労働省^{ねん}）に基づいて対応^がします。

(3) 人権の擁護について

- 人権の擁護及び虐待防止等については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」に基づいて対応します。

17. 協力医療機関

- 社会医療法人蒼生会 蒼生病院
かどましよこち ばんち だんわばんごう
門真市横地596番地 電話番号：072-885-1711
げか せいけいげかどう
(外科・整形外科等)
- 医療法人孟仁会 摂南総合病院
かどましやなぎまち ばん ごう だんわばんごう
門真市柳町1番10号 電話番号：06-6909-0300
ないか じゅんかんきか せいけいげか のうしんけいげか しょうにかどう
(内科・循環器科・整形外科・脳神経外科・小児科等)

18. 提供するサービスの第三者評価の実施

- 3年間の間に1回実施する予定です。

じゅうようじこうせつめいかくにんしよ
重要事項説明確認書

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

かどましりつ はったつしえん ほいくしょうほうもんしえん ていきよう
門真市立こども発達支援センターの保育所等訪問支援サービスの提供について、
ほんしりよう もと じゅうようじこう せつめい おこな
本資料に基づき重要事項の説明を行いました。

せつめいねんがっぴ
説明年月日

れいわ ねん がつ ひ
令和 年 月 日

じぎょうしゃ
(事業者)

門真市立こども発達支援センター共同事業体代表法人

しよざいち
所在地

大阪府門真市北島町12番20号

ほうじんめい
法人名

社会福祉法人 晋栄福社会

だいひょうしゃめい
代表者名

理事長 濱田 和則

印

じぎょうしよめい
事業所名

門真市立こども発達支援センター

せつめいしゃしめい
説明者氏名

印

わたしほんしりようもと じょうき じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う
私は、本資料に基づいて上記事業者から重要事項の説明を受けました。

ほごしゃ
保護者さま

じゅうしよ
住所 門真市

しめい
氏名

ぞくから
(続柄:)

こ なまえ
お子さんの名前

ていきようかいしよていねんがっぴ
サービス提供開始予定年月日

れいわ ねん がつ にち よてい
令和 年 月 日(予定)